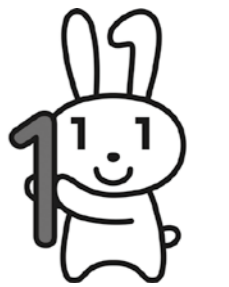


いよいよ

# マイナンバー制度が始まります



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要になります。

## 社会保障関係の手続き

- ・医療保険や年金、雇用保険の資格取得・確認・給付
- ・児童手当の現況届や生活保護の申請・給付など



## 災害対策

- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成など



## 税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書に記載
- ・都道府県・市町村に提出する報告書、給与支払報告書など



- 社会保障・税・災害対策分野の中で、法で定められた行政手続きにのみ使えます。
- 民間事業者も、従業員のマイナンバーの提示を受けて税や社会保険の手続きを行なうこととなります。
- 税の手続きで証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出が求められる場合があります。

## マイナンバーとは？

10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。マイナンバーは、個人が特定されないように住所地や生年月日などに関係ない番号が割り当てられます。（法人には1法人ごとに1つ、13桁の法人番号が指定されます）

## マイナンバーで、もっと暮らしやすく。

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報同一人物の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

## これからの制度の流れ

### 10月以降 住民票の住所に通知

住民票を有する人（住民票がある外国人を含む）に、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

### 平成28年1月以降 マイナンバーの利用開始

税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きでの利用がスタートします。申請者への個人番号カード交付も始まります。

— マイナンバーは、むやみに他人に教えないよう気を付けましょう —

つづく。



### マイナンバーのお問い合わせは

マイナンバー  
コールセンター ☎0570-20-0178  
午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

● 問い合わせ先 企画課 企画広報班（合志庁舎） ☎248-1813

## 3つの メリット

### 給付金などの 不正受給の防止

- ・その人が間違いなく本人であるという確認ができるようになります。
- ・所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。
- ・負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ち、本当に困っている人にきめ細やかな支援ができます。

### 面倒な手続きが 簡単に！

年金や福祉などの申請時に、健康保険証や年金手帳、所得証明書や住民票など、用意しなければならない書類が減り、国民の負担が減ります。

### 行政の手続きの 迅速化

行政機関や地方公共団体などをつなぐネットワークシステムが整備され、行政事務が効率化されます。また、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。